

富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金交付要綱

令和6年1月26日

商工労働部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰による経済環境の変化に直面する事業主の生産性向上に向けた取組を支援し、賃上げ環境の整備を図るため、富山市補助金等交付規則(平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 市長は、建設業・運輸業等の作業現場における従業員のスキルアップと労働力確保を目的として、現場作業において必要な資格を事業主が主に市内で勤務する従業員に取得させるため負担した費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に本社(個人事業主の場合は、主たる事業所)を有する事業主で次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者として事業主に雇用されている従業員が2名以上であること。
- (2) 資本金の額若しくは出資の総額が3億円(小売業(飲食店を含む。以下同じ。)又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)を超えない事業主、又は、常時雇用する労働者の数が300人(小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人)を超えない事業主であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者とはしない。

- (1) 医療、福祉、農林、漁業を主たる業種として営む事業主であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する営業及びそれらに類似する業種を営む者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者又は同条第6号に規定する暴力団の構成員である者

(4) その他市長が不相当と認める者

(補助金の対象経費等)

第4条 補助金の対象経費、補助率及び上限額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 対象経費

従業員が別表1に掲げる直接事業の用に供する資格等を取得する際に要する別表2に掲げる5万円以上の経費（消費税及び地方消費税額を除く）。ただし、資格取得に至らなかった場合又は資格取得までに退職した場合は対象外とする。

(2) 補助率 2 / 3

(3) 上限額 30万円

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 本事業の対象経費について、他の機関から補助金等を受けている場合は対象外とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を行う前の令和6年7月31日までに富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業概要書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 見積書の写し

(4) 法人登記簿謄本（個人事業主の場合、税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書）の写し

(5) 雇用契約書又は社員証（写し）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 本補助金は、1事業主につき1回のみ申請できるものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書等を受理したときは、その内容を審査し、当該申請者に対し、その旨を富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付条件)

第7条 規則第6条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する対象経費の配分又は補助事業の内容を変更又は中止する場合は、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業者の名称、所在地、代表者が変更した場合は、速やかに市長に報告すること。

(補助事業の変更等の承認申請)

第8条 補助事業者は、前条の規定により市長の承認を求める場合は、富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金変更(中止)交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、申請額は交付決定額を上限とする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を変更又は取り消したときは、当該申請者に対し、その旨を富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)又は富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金取消決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、第7条に規定する交付条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったときは、規則第15条の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第16条の規定に基づき、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、規則第12条の規定により、補助事業が完了したときは、富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添付して、補助事業完了の日から10日以内又は令和7年2月10日のいずれか早い日(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証(写し)
- (2) 取得した資格等を証する書類(写し)
- (3) 資格等取得経費に係る領収書(写し)
- (4) 収支決算書(様式第9号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 市長は前条の報告を受けたときは、その内容を審査したうえで、補助金額を確定し、富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金額確定通知書(様式第10号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第13条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。

(細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

(この要綱の失効)

この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失効する。

別表 1（第 4 条関係）

本表は、厚生労働省の免許・資格コード一覧（小分類）に掲げるものである。

運転車両	コード	免許・資格内容
自動車等車両	4801	大型自動車免許
	4802	大型自動車第二種免許
	4804	普通自動車第二種免許
	4806	大型特殊自動車免許
	4807	大型特殊自動車第二種免許
	4809	小型特殊自動車免許
	4811	牽引免許
	4812	牽引第二種免許
	4813	フォークリフト運転技能者
	4814	高所作業車運転技能者
	4815	不整地運搬車運転技能者
	4817	中型自動車免許
	4818	中型自動車第二種免許
	4822	準中型自動車免許
建設機械	6708	クレーン・デリック運転士（クレーン限定）
	6709	移動式クレーン運転士
	6710	小型移動式クレーン運転技能者
	6711	床上操作式クレーン運転技能者
	6713	揚貸装置運転士
	6714	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能者
	6715	車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能者
	6716	車両系建設機械（解体用）運転技能者
	6717	ショベルローダー等運転技能者
	6718	玉掛技能者
	6719	クレーン・デリック運転士（限定なし）
	6720	床上運転式クレーン限定運転士
航空機	4999	その他航空機運転免許※

※「その他航空機運転免許」とは、航空法に規定される国家資格である一等無人航空機操縦士、二等無人航空機操縦士をいう。

別表 2（第 4 条関係）補助対象経費

入学金、適性検査料、技能講習料、教本・テキスト代、写真代、検定料、受講料、夜間料金、大型・中型二種にかかる特例教習料

※対象外経費

免許取得に係る旅費・交通費、合宿免許、消費税及び地方消費税、仮免許試験代、仮免許交付手数料、運転免許申請料、技能試験料、延長・補修教習料、卒業証明書発行手数料、取得時講習手数料

（宛先） 富山市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
【担当者及び連絡先】
担当者
連絡先

富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金交付申請書

富山市補助金等交付規則及び富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金交付要綱を確認の上、建設・運輸資格取得支援事業を実施したいので、富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金を交付されるよう、同要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業概要書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書の写し
- (4) 法人登記簿謄本の写し（個人事業主の場合、税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し）
- (5) 雇用契約書又は社員証（写し）
- (6) その他市長が必要と認める書類

事業概要書

事業計画書

・商号又は名称	
・本社所在地（個人事業主の場合主たる事業所） 富山市	
・主な事業内容	
・常時雇用する従業員数	人
・資本金の額又は出資の総額	円
・資格等取得予定者氏名	
・資格等取得予定者の主な勤務地 富山市	
・取得予定資格コード	
・取得予定資格等の内容	
・取得予定時期	
・資格等取得後に効率化する業務等	

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予算額	備考
市 補 助 金	円	
事業主負担分	円	
その他	円	
計	円	

2 支出の部（税抜き） ※収入金額と支出金額は一致させてください。

区 分	予算額	備考
補助対象経費	円	
補助対象外経費	円	
計	円	

※対象外経費

免許取得に係る旅費・交通費、合宿免許、消費税及び地方消費税、仮免許試験代、仮免許交付手数料、運転免許申請料、技能試験料、延長・補修教習料、卒業証明書発行手数料、取得時講習手数料

様式第4号（第6条関係）

富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金については、富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

補 助 金 額 円

（交付決定の取消し）

この交付決定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （2）補助金等を他の用途に使用したとき。
- （3）市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- （4）補助事業に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- （5）補助金等の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

年 月 日

（宛先） 富山市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

【担当者及び連絡先】

担当者

連絡先

富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金変更（中止）交付申請書

年 月 日付け富山市指令商労第 号により交付決定のありました富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金について、事業計画等を変更（中止）したいので、富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 変更（中止）理由及び内容

2 補助金の使途計画

- | | |
|-------------|---|
| （1）変更前交付決定額 | 円 |
| （2）変更後交付申請額 | 円 |

3 添付書類

- （1）事業概要書
- （2）収支予算書
- （3）見積書の写し
- （4）その他市長が必要と認める書類

富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、年 月 日付け富山市指令商労第 号の補助金額 円を次のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

補 助 金 額 円

（交付決定の取消し）

この交付決定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （2）補助金等を他の用途に使用したとき。
- （3）市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- （4）補助事業に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- （5）補助金等の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

様式第7号（第8条関係）

富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付けで申請のありました富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、年 月 日付け富山市指令商労第 号の補助金額 円の交付の決定を取消しましたので通知します。

記

交付決定額 円
取消額 円

年 月 日

（宛先） 富山市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

【担当者及び連絡先】

担当者

連絡先

富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け富山市指令商労第 号により交付決定のあった富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金については、富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業実績

資格等取得者 氏名	取得資格 コード	取得資格等の 内容	資格等取 得の日	資格等取得後に効率化する 業務等

2 添付書類

- (1) 運転免許証（写し）
- (2) 取得した資格等を証する書類（写し）
- (3) 資格等取得経費に係る領収書（写し）
- (4) 収支決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

・ 補助金振込先 （※申請者本人の口座を記載してください）

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通 ・ 当座		
(フリガナ)			
口座名義人			
口座番号			(左詰で記入してください)

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	予算額(A)	決算額(B)	比較増減 (B)－(A)	備考
市補助金	円	円	円	
事業主負担分	円	円	円	
その他	円	円	円	
計	円	円	円	

2 支出の部（税抜き） ※収入金額と支出金額は一致させてください。

区 分	予算額(A)	決算額(B)	比較増減 (B)－(A)	備考
補助対象経費	円	円	円	
補助対象外経費	円	円	円	
計	円	円	円	

※対象外経費

免許取得に係る旅費・交通費、合宿免許、消費税及び地方消費税、仮免許試験代、仮免許交付手数料、運転免許申請料、技能試験料、延長・補修教習料、卒業証明書発行手数料、取得時講習手数料

様式第10号（第12条関係）

富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付け富山市指令商労第 号により交付決定のあった富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金については、富山市建設・運輸資格取得支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補 助 金 額 円